

## 一般社団法人日本てんかん学会 会費規則

第1条 本会会員の会費は、次のとおりとする。

1. 正会員 年額金 13,000 円
2. 賛助会員 年額 1 口金 100,000 円
3. 臨時会員 金 5,000 円
4. 名誉会員は会費の納入を必要としない。
5. 海外会員は会費の納入を必要としない。

2 本会会費の年度は、事業年度と関わりなく 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第2条 本規則の改廃は、理事会の決議をもってするものとする。

2017 年 3 月 一部改定。2017 年 11 月一部改定 2022 年 9 月 21 日一部改定